

DPCにおける調整係数の廃止及び 新たな機能評価係数の設定について

1 考え方

- 調整係数は、DPC制度の円滑導入のため設定されたものであり、
 - (1) 出来高制度から包括制度へ移行する際の、激変緩和としての前年度並の収入確保
 - (2) 重症患者への対応能力・高度医療の提供能力等、診断群分類に基づく評価のみでは対応できない病院機能の評価などの役割を持っている。
- 平成20年12月17日の中医協・基本問題小委員会（以下、基本小委）の合意において、(1)の役割については段階的に廃止し、(2)の役割については、代わって、新たな機能評価係数として評価することとされた。

$$\begin{aligned} \text{診療報酬} &= \text{包括評価部分点数} + \text{出来高評価部分点数} \\ \text{包括評価部分点数} &= \text{診断群分類毎の1日当たり点数} \times \text{医療機関別係数} \times \text{在院日数} \\ \text{医療機関別係数} &= \text{機能評価係数} + \text{調整係数} \end{aligned}$$

(一部)

↓

新たな機能評価係数

2 今般の特別調査について

- この新たな機能評価係数の具体的項目等については、基本的考え方（参考資料）に従い、DPC評価分科会において検討を進めてきたところ。
- その際、「救急医療」や「チーム医療」などが項目として挙げられ、これらの妥当性、評価の基準や程度を検討するため、今般特別調査を実施した。
- 本日はその結果の一部をグラフ等の形で、中間報告的にお示しするものである。

3 今後の検討

- DPC評価分科会において、引き続き結果の分析を進め、具体的項目について検討し、その結果は適宜基本小委に報告する。